

福岡市特別支援保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市特別支援保育事業（保育所等において、障がい児、医療的ケア児その他の特別な支援を必要とする児童を受け入れることをいう。以下、「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、特別な支援を必要とする児童と他の児童との日常的な交流による両者の健全な成長発達及び豊かな人間性の育成を推進し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する保育所及び同項に規定する認定こども園並びに同法第43条第1項に規定する地域型保育事業所（次項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所を除く。）をいう。
- (2) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第37条第1号に規定する保育を行う事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育 居宅訪問型保育事業を利用した当該利用者の自宅での保育をいう。
- (4) 小学校就学前児童 法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する子ども（幼稚園型認定こども園の同法同条同項第1号及び第2号に規定する子どもを除く。）のうち、市内に居住する者をいう。
- (5) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (6) 医療的ケア児 医療的ケア児支援法第2条第2項に規定する者のうち、保育所等又は居宅訪問型保育事業を利用する者をいう。
- (7) 0歳児 この事業の利用を希望する年度の4月1日における年齢が0歳である児童をいう。

- (8) 1歳児 この事業の利用を希望する年度の4月1日における年齢が1歳である児童をいう。
- (9) 2歳児 この事業の利用を希望する年度の4月1日における年齢が2歳である児童をいう。
- (10) 3歳以上児 この事業の利用を希望する年度の4月1日における年齢が3歳以上である児童をいう。

(利用申請)

第4条 小学校就学前児童であつて、現に保育所等又は居宅訪問型保育事業を利用し、又はこれらの利用を希望する児童のうち、保育所等の利用に関し、障がいがある又は医療的ケアが必要である等の理由により特別の支援を必要とする児童の保護者は、この事業の利用を申請することができる。

- 2 前項の申請は、市長に対し、現に利用し、又は利用を希望する保育所等の長若しくは居宅訪問型保育事業を実施する者（以下「施設長等」という。）を経由し、特別支援保育事業利用・更新申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して行うものとする。ただし、重度障がい児や医療的ケア児の入所に際し、特に急を要すると市長が認めるときは、施設長等を経由せず市長に申請することができる。

(支援区分決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請に係る児童の支援区分を決定し、速やかに福岡市特別支援保育事業支援区分決定通知書（様式第2号）により当該申請者及び施設長等に通知するものとする。

- 2 前項に規定する支援区分は、支援区分1、支援区分2、支援区分3、支援区分4、支援区分5、要医療的ケア及び一般保育の中で配慮を要するとし、それぞれの支援区分の決定は、支援区分作業表（別表1～3）に基づき判定した結果のとおり決定する。ただし、要医療的ケアについては、申請に係る児童の主治医の意見等を踏まえて決定する。
- 3 市長は、第1項の決定に当たって必要があると認めるときは、当該申請者に対し、市長が指定する療育機関等において、当該児童に診断を受けさせるべきことを依頼するとともに、当該療育機関等、当該申請に係る施設長等その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(福岡市特別支援保育協議会)

第6条 市長は、前条第1項の決定を行うに当たって、必要があると認めるときは、福岡市特別支援保育協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くことができる。

- 2 協議会の委員は、保育、障がい、医療等に関して優れた識見を有する者等のうちから、市長が任命する。
- 3 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

(支援区分決定の有効期間)

第7条 第5条第1項の支援区分決定の有効期間は、0歳児、1歳児、2歳児については、当該決定の日が属する年度の3月31日までとし、3歳以上児については、在籍期間が終了するまでとする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続きこの事業の利用を希望する者は、有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の更新を受けようとする者は、市長が指定する期間（以下「更新申請期間」という。）に、市長に前項の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請は、市長に対し、施設長等を経由し、福岡市特別支援保育事業利用・更新申請書に必要な書類（様式第1号）を添付して行うものとする。

(支援区分の変更)

第8条 第5条第1項の規定による支援区分の決定を受けた児童の保護者は、当該児童に係る病状、障がいその他の状況に変化があった場合は、施設長等を経由して市長に協議をし、支援区分変更の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請に係る支援区分の決定については、第5条の規定を準用する。

(支援区分の決定を受けた児童の保育)

第9条 第5条第1項の規定による支援区分1、支援区分2、支援区分3又は一般保育の中で配慮を要するの決定を受けた児童の保育は、全ての保育所等で実施するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による支援区分4の決定を受けた児童の保育は、市長が障がいの程度が重い児童の保育を安全に行うことができるものとして指定する保育所等（以下「医療的ケア児等受入指定園」という。）又は居宅訪問型保育で実施するものとする。ただし、当該児童の状況等を勘案して医療的ケア児等受入指定園以外の保育所等での保育が可能と認められる場合は、当該保育所等での保育を妨げない。

- 3 第5条第1項の規定による支援区分5の決定を受けた児童の保育は、居宅訪問型保育で実施するものとする。
- 4 第5条第1項の規定による要医療的ケアの決定を受けた児童（原則として0歳児を除く。以下、「医療的ケア児」という。）の保育は、医療的ケア児等受入指定園で実施するものとする。ただし、当該児童の状況等を勘案して医療的ケア児等受入指定園以外の保育所等での保育が可能と認められる場合は、当該保育所等での保育を妨げない。なお、医療的ケア児の保育に当たって医療的ケアを実施することができるのは、保健師、看護師又は准看護師の免許証を有する者又は喀痰吸引等研修（第3号研修）を修了し認定特定行為業務従事者の認定を受けている者とする。
- 5 保育所等において第5条第1項の規定により、支援区分1、支援区分2、支援区分3、支援区分4、支援区分5の決定を受けた児童（以下、「要支援児」という。）への支援を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 児童福祉法第18条の4に規定する保育士
 - (2) 福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士
 - (3) 保健師、看護師又は准看護師の免許証を有する者
 - (4) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
 - (5) 子育て支援員（子育て支援員研修事業実施要綱（子育て支援員研修事業の実施について（平成27年雇児発0521第18号）別紙）別表2-1子育て支援員専門研修（地域保育コース）を修了した者をいう。以下同じ。）
- 6 要支援児への支援を行う子育て支援員は、市長並びに福岡市保育協会の実施する特別支援保育に関する研修等を受講しなければならない。

（安全な保育の実施に係る保護者の役割）

第10条 第5条第1項の規定による支援区分4、支援区分5又は要医療的ケアの決定を受けた児童の保護者は、当該児童に対する安全な保育の実施等に関する市及び施設長等の要請に応じるとともに、施設長等との間で取り決めた事項について、誠実かつ確実に履行する役割を担うこととする。

（関係機関との連携）

第11条 施設長等は、この要綱の目的を達成するため、要支援児又は医療的ケア児の保護者、市、児童の主治医その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、要支援児又は医療的ケア児の保育を安全に行わなければならない。

（保育の中止）

第12条 施設長等は、第5条第1項の規定による支援区分4、支援区分5又は要医療的ケアの決定を受けた児童の保護者が第10条の規定に違反するこ

とにより、当該保護者との信頼関係が損なわれ、当該児童の安全な保育が困難な状況にあるときは、市長に対し、当該保育の中止を求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めがあった場合において、当該求めが適正と認めるときは、当該保護者に対し、当該児童の安全な保育の実施のために必要な指導をすることができる。
- 3 市長は、当該保護者が前項の規定による指導に従わないときは、当該施設長等に対し、当該児童の安全な保育の実施のために必要な限度で、当該保育の中止を認めるものとする。
- 4 前項の規定による保育の中止を認めようとする場合には、当該保護者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定による保育の中止を認めたときは、当該保護者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(報告)

第13条 市長は、施設長等に対し、第5条第1項に規定による支援区分の決定を受けた要支援児又は医療的ケア児の保育実施計画及び保育の実施状況について、報告を求めることができる。

(実施保育所等に対する支援)

第14条 市長は、要支援児を保育する保育所等に対し、別に定めるところにより、特別支援保育の実施に必要な研修の実施、職員雇用費の助成その他の技術的、財政的支援を実施するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び別表に掲げる規定は、令和2年4月1日から起算して4月を超えない範囲内においてこども未来局長が定める日から施行する。

(支援区分に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、改正前の障がい児保育事業実施要綱第6条第3項の規定により軽度の判定を受けた児童については第5条第1項の規定による支援区分1の決定を受けた児童と、中度の判定を受けた児童については支援区分2の決定を受けた児童と、中度より重い判定を受けた児童については支援区分3の決定を受けた児童と、集団保育困難の判定を受けた児童については支援区分4の決定を受けた児童とそれぞれみなす。ただし、集団保育困難の判定を受けた児童であって、保育所等へ送迎することが難しい、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い、保育所等での実施が困難な医療的ケアを必要とする等の健康面に特段の留意が必要な児童については、支援区分5の決定を受けた児童とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱に基づき支援区分の決定を受けている者については、この要綱の規定による支援区分の決定を受けたものとみなす。

支援区分作業表

別表 1-①

3～5歳児【知的障がい・発達障がい関係】

項目 支援区分	知的障がい	発達障がい			
	<療育手帳>	<集団への参加状況>	<指示への理解と必要な配慮>	<止める必要がある行動>	
				①多動，衝動性	②自傷，他害行為
一般保育の中で 配慮を要する	手帳非該当	—	—	—	
支援区分 1 (1:3)	B 2 相当	集団活動への参加が 5 割程度	全体指示の一部が理解できず、個別指示や視覚的援助等の配慮を要する	声かけによって行動を止める必要が頻繁にある	
支援区分 2 (1:2)	B 1 相当	集団活動への参加が 3 割程度	全体指示の半分程度が理解できず、個別指示や視覚的援助等の配慮が必要	声かけで行動を止めることができることもあるが、手をつなぐ等の身体的な接触によって行動を止める必要が時々ある	
支援区分 3 (1:1.5)	A 2 相当	集団活動への参加は限定的	全体指示の理解が困難であり、個別指示や視覚的援助等配慮が必要	声かけでは行動を止められず、手をつなぐなど身体的な接触によって行動を止める必要が頻繁にある	
支援区分 4 (1:1)	A 1 相当	—	全体指示に加え、個別指示の理解も困難であり、視覚的援助等の配慮が必要	危険があり、常時付き添いが必要	
支援区分 5 (居宅訪問型)	保育所等へ送迎することが難しい、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い、保育所等での実施が困難な医療的ケアを必要とするなど、健康面に特段の留意が必要のため、集団保育が難しい				

支援区分作業表

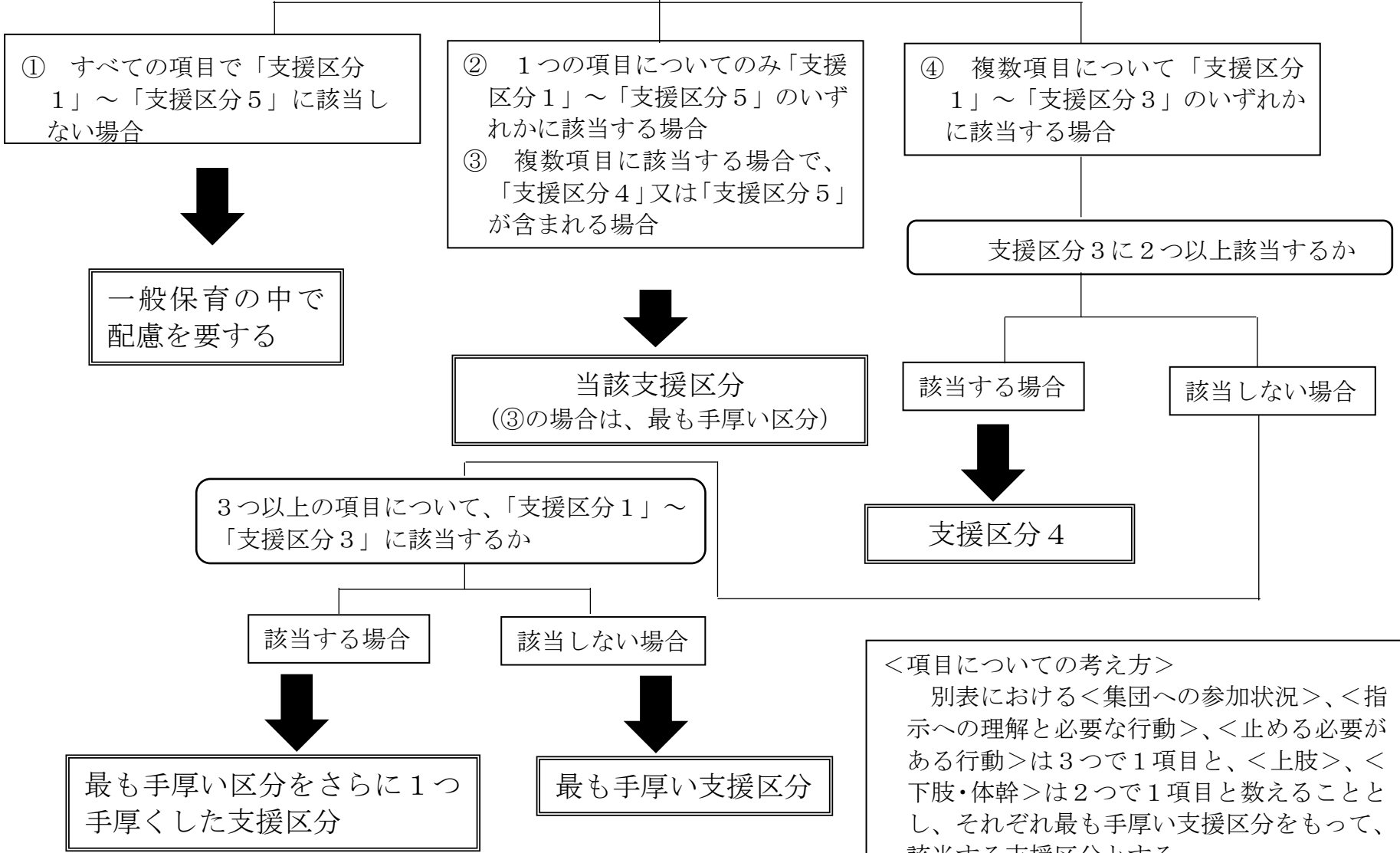
3～5歳児【身体障がい等関係】

項目 支援区分	肢体不自由				聴覚障がい		視覚障がい		音声・言語 そしやく機能障がい		内部障がい・難病等
	上肢		下肢・体幹		手帳有	手帳無	両眼の 矯正 視力	矯正視力の 測定が困難等	手帳有	手帳無	—
	手帳有	手帳無	手帳有	手帳無							
一般保育の中で 配慮を要する	7級 ～ 5級	—	7級 ～ 4級	—	手帳 非該当	—	0.4 以上	—	手帳 非該当	—	—
支援区分 1 (1:3)	4級	食事、更衣、排泄、制作などはできるが、一部介助が必要	3級	独歩可能であるが、バランスを崩しやすいなど転倒しやすく、一部介助が必要	6級 ・ 4級	いずれかに該当 ①両耳での裸耳聴力 70dB～89dB相当 ②補聴器又は人工内耳を装着しており、言語による全体指示の一部が理解できず、個別指示や視覚的援助が一部必要	0.3 ～ 0.09	集団活動の場面において、環境面での配慮（近くで見せる・コントラストに配慮した表記等）が必要	4級	嚙下に問題はなく、音声言語によるコミュニケーションができるが、慣れた人以外は、聞き取りが難しく、配慮が必要	いずれかに該当 ①強い運動に制限があり、配慮が必要 ②運動制限はないが、一定の配慮が必要 ※主治医意見書による
支援区分 2 (1:2)	3級	食事、更衣、排泄、制作などは介助されながらでき、半分程度の介助が必要	2級	ハイハイ又は伝い歩き可能であるが、独歩ができず、半介助が必要	3級 ・ 2級	両耳での裸耳聴力 90dB 以上相当	0.08 ～ 0.02	集団活動の場面において、視覚以外（聴覚・触覚等）の情報、見やすくするための配慮が必要	3級	嚙下に問題はないが、音声言語によるコミュニケーションが困難であり、配慮が必要	いずれかに該当 ①中等度の運動に制限があり、配慮が必要 ②運動制限はないが、十分な配慮が必要 ※主治医意見書による
支援区分 3 (1:1.5)	2級	座位の保持ができず、食事、更衣、排泄、制作など、手指を使った操作が極めて制限され、ほぼ全介助が必要	1級	首がすわっているが、ハイハイ又は伝い歩きができず、ほぼ全介助が必要	3級 ・ 2級	両耳での裸耳聴力 90dB 以上相当	0.02 未満	集団活動の場面に加え、食事、更衣、排泄などの場面においても、視覚以外（聴覚・触覚等）の情報、見やすくするための配慮が必要	3級	食事形態の工夫や姿勢管理等の嚙下に配慮した食事の介助が必要 ※主治医意見書による	運動全般に制限があり、配慮が必要であるが、支援区分 4 に該当しない ※主治医意見書による
支援区分 4 (1:1)	1級	座位の保持ができず、手指を使った操作が困難で、全介助が必要	1級	首がすわっておらず、全介助が必要	—	—	—	全盲またはそれに近い状態で生活全般において介助が必要	—	食事形態の工夫や姿勢管理等の配慮をした上で、嚙下の確認のため、常時見守りが必要 ※主治医意見書による	運動制限の有無に関わらず、常時十分な配慮が必要 ※主治医意見書による
支援区分 5 (居宅訪問型)	保育所等へ送迎することが難しい、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い、保育所等での実施が困難な医療的ケアを必要とするなど、健康面に特段の留意が必要など、集団保育が難しい										

※所持している身体障害者手帳の等級を基本とするが、現在の状態像により個別に判断する場合がある

支援区分作業表（3～5歳児）

別表 1-①および②のすべての項目について、児童の状況がどの支援区分に該当するか当てはめる



<項目についての考え方>
別表における<集団への参加状況>、<指示への理解と必要な行動>、<止める必要がある行動>は3つで1項目と、<上肢>、<下肢・体幹>は2つで1項目と数えることとし、それぞれ最も手厚い支援区分をもって、該当する支援区分とする。

支援区分作業表

別表 2-①

1～2歳児【知的障がい・発達障がい関係】

項目 支援区分	知的障がい	発達障がい			
	<療育手帳>	<集団への参加状況>	<指示への理解と必要な配慮>	<止める必要がある行動>	
				①多動, 衝動性	②自傷, 他害行為
一般保育の中で 配慮を要する	手帳非該当	—	—	—	
支援区分 1 (1:3)	B 2～B 1 相当	集団活動への参加が3～ 5割程度	全体指示の一部あるいは半分程度理解で きず、個別指示や視覚的援助等の配慮が 必要	声かけで行動を止めることができることもあるが、手をつなぐ等の身体的な接触によって行 動を止める必要が時々ある	
支援区分 2 (1:2)	A 2 相当	集団活動への参加は限定 的	全体指示の理解が困難であり、個別指示 や視覚的援助等配慮が必要	声かけでは行動を止められず、手をつなぐなど身体的な接触によって行動を止める必要が頻 繁にある	
支援区分 3 (1:1.5)	別表 1 および別表 2 において、2 つ以上の項目で支援区分 2 に該当する場合				
支援区分 4 (1:1)	A 1 相当	—	全体指示に加え、個別指示の理解も困難 であり、視覚的援助等の配慮が必要	危険があり、常時付き添いが必要	
支援区分 5 (居宅訪問型)	保育所等へ送迎することが難しい、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い、保育所等での実施が困難な医療的ケアを必要とするなど、健康面に特段の留意が必要なた め、集団保育が難しい				

支援区分作業表

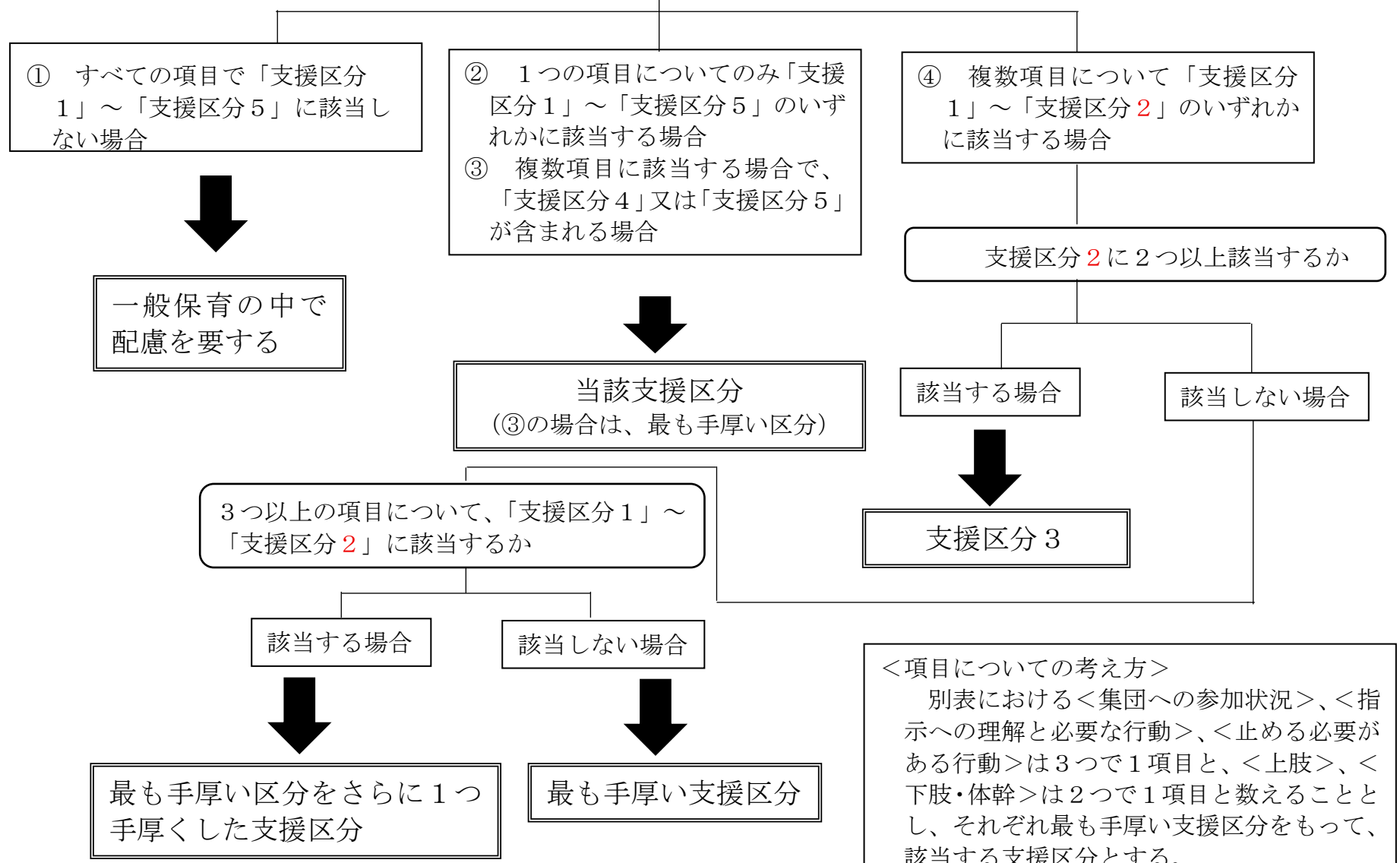
1～2歳児【身体障がい等関係】

項目	肢体不自由				聴覚障がい		視覚障がい		音声・言語 そしゃく機能障がい		内部障がい・難病等
	上肢		下肢・体幹		手帳有	手帳無	両眼の 矯正 視力	矯正視力の 測定が困難等	手帳有	手帳無	—
	手帳有	手帳無	手帳有	手帳無							
支援区分 一般保育の中で 配慮を要する	7級 ～ 5級	—	7級 ～ 4級	—	手帳 非該当	—	0.4 以上	—	手帳 非該当	—	—
支援区分 1 (1:3)	3～4 級	食事、更衣、排 泄、制作など 全介助が必要	2～3級	ハイハイ又は 伝い歩き可能 であるが、独 歩ができず、 移動の介助が 必要	6～2 級	両耳での裸耳聴力 90dB 以上 相当	0.3 ～ 0.02	集団活動の場面に おいて、視覚以外 (聴覚・触覚等) の情報、見やす くするための配慮が 必要	3～4 級	嚥下に問題はないが、音声言語に よるコミュニケーションが困難 であり、配慮が必要	いずれかに該当 ①中等度の運動に制限が あり、配慮が必要 ②運動制限はないが、 十分な配慮が必要 ※主治医意見書による
						「補聴器又は人工内耳を装用して おり、言語による全体指示の一部は理解 できる」又は支援区分 2 に該当する場 合は除く					
支援区分 2 (1:2)	2級	座位の保持が できず、食事、 更衣、排泄、制 作など全介助 が必要	1級	首はすわって いるが、ハイ ハイができ ず、移動の全 介助が必要	3級 ・ 2級	両耳での裸耳聴力 90dB 以 上相当	0.02 未満	集団活動の場面に 加え、食事、更 衣、排泄などの場 面においても、視 覚以外（聴覚・触 覚等）の情報、見 やすくするための 配慮が必要	3級	食事形態の工夫や姿勢管理等の 嚥下に配慮した 食事の介助が必要 ※主治医意見書 による	運動全般に制限があり、 配慮が必要であるが、 支援区分 3 に該当しない ※主治医意見書による
						言語による全体指示が理解できず、 個別の声かけや視覚的援助が必要	支援区 分 3 に 該当す る場合 を除く		右記に 該当		
支援区分 3 (1:1.5)	別表 2-①および別表 2-①において、2つ以上の項目で支援区分 2 に該当する場合										
支援区分 4 (1:1)	1級	—	—	首がすわって おらず、移動 の全介助が必要	—	—	全盲またはそれに近い状態 で生活全般において介助が 必要	—	食事形態の工夫や姿勢管理 等の配慮をした上で、嚥下 の確認のため、常時見守り が必要 ※主治医意見書による	—	運動制限の有無に関わら ず、常時十分な配慮が必要 ※主治医意見書による
支援区分 5 (居宅訪問型)	保育所等へ送迎することが難しい、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い、保育所等での実施が困難な医療的ケアを必要とするなど、健康面に特段の留意が必要など、集団保育が難しい										

※所持している身体障害者手帳の等級を基本とするが、現在の状態像により個別に判断する場合がある

支援区分作業表（1～2歳児）

別表 2-①および②のすべての項目について、児童の状況がどの支援区分に該当するか当てはめる



<項目についての考え方>
別表における<集団への参加状況>、<指示への理解と必要な行動>、<止める必要がある行動>は3つで1項目と、<上肢>、<下肢・体幹>は2つで1項目と数えることとし、それぞれ最も手厚い支援区分をもって、該当する支援区分とする。

支援区分作業表

0歳児

別表3

項目 支援区分	肢体不自由	聴覚障がい	視覚障がい	音声・言語 そしゃく機能障がい	内部障がい・難病等
一般保育の中で 配慮を要する	支援区分4に該当するもの以外	—	支援区分4に該当するもの以外	支援区分4に該当するもの以外	支援区分4に該当するもの以外
支援区分1～3	—	—	—	—	—
支援区分4 (1:1)	修正月齢5カ月時点で、診断が確定しており、数か月のうちに首すわりが完了する見込みがない。 ※主治医意見書による	—	全盲またはそれに近い状態	ミルクや離乳食の工夫や姿勢管理等の配慮をした上で、嚥下の確認のため、常時見守りが必要 ※主治医意見書による	運動制限の有無に関わらず、常時十分な配慮が必要 ※主治医意見書による 痙攣等により、常時見守りが必要 ※主治医意見書による
支援区分5 (居宅訪問型)	保育所等へ送迎することが難しい、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い、保育所等での実施が困難な医療的ケアを必要とするなど、健康面に特段の留意が必要なため、集団保育が難しい				

様式第1号 【認定こども園1号認定子どもの場合】保護者→（保育所等）→保育支援課
【上記以外】保護者→（保育所等）→区子育て支援課→保育支援課

令和 年 月 日

福岡市特別支援保育事業利用・更新申請書

（さぼーと保育利用申請書）

(宛先)福岡市長

住 所

保護者氏名

児 童 氏 名

私は、福岡市特別支援保育事業を 新たに ・ 継続して 利用したいので、
福岡市特別支援保育事業実施要綱を承知の上、関係書類を添えて申請します。

利用を希望する支援の内容は、保育士さぼーと ・ 看護師さぼーと です。

なお、申請にあたっては、下記の事項に同意いたします。

記

- 申請書、添付書類の内容及び支援区分の決定内容その他児童の情報について、福岡市、療育機関、保育施設の間で共有すること
- 主治医の意見書が必要となる場合があり、その際の文書料が保護者負担となること

保護者氏名 様
(児童氏名 様分)

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市特別支援保育事業・支援区分決定通知書
(さぼーと保育・支援区分決定通知書)

福岡市特別支援保育事業における支援区分が決定いたしましたので、通知いたします。

児童名： 児童氏名

生年月日： 年 月 日

支援区分： (支援区分1、2、3、4、5、要医療的ケア、一般保育の中で配慮を要する)

有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

問い合わせ先

福岡市こども未来局子育て支援部保育支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話：092-711-4596 FAX：092-733-57